

インドネシア 関税制度 「特惠等特別措置」 詳細

1. AFTA共通効果特惠関税 (CEPT)	1
2. ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)	1
3. ASEAN経済共同体 (AEC)	2
4. WTO情報技術協定 (ITA)	2
5. ASEAN中国自由貿易協定 (ACFTA)	2
6. ASEAN韓国自由貿易協定 (AKFTA)	2
7. 日本インドネシア経済連携協定 (IJEPA)	2
8. ASEAN豪州・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)	3
9. ASEANインド自由貿易協定 (AIFTA)	3
10. インドネシア・パキスタン特惠貿易協定	3
11. ASEAN日本包括的経済連携 (AJCEP)	3
12. パレスチナからの特定製品のための貿易便宜	3
13. インドネシア・チリ包括的経済連携協定	3
14. ASEAN中国香港自由貿易協定	4
15. インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定 (IA - CEPA)	4
16. インドネシア・ヨーロッパ自由貿易連合 (EFTA) 諸国包括的経済連携協定 (IECEPA)	4
17. インドネシア・モザンビーク特惠貿易協定	4
18. 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)	5
19. インドネシア・韓国包括的経済連携協定 (IKCEPA)	5
20. インドネシア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	6

1. AFTA共通効果特惠関税 (CEPT)

AFTA共通効果特惠関税 (CEPT) のメカニズムは2010年1月1日より以下2のASEAN物品貿易協定 (ATIGA) に代わった

2. ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)

AFTA 共通効果特惠関税 (CEPT) に代わり、ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) が 2010 年 1 月 1 日に発効した。2017 年 2 月 27 日付財務大臣規定 2017 年第 25 号 (No. 25/PMK. 010/2017) にて、ATIGA の枠組みでの ASEAN 加盟 10 カ国からの物品輸入にかかる 2017 年以降の輸入関税率が示されている。全 10,813 品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令のページ (Direktorat ATIGA 適用には輸入品の原産地証明書 (フォーム D) の提出が必要。原産地規則と原産地証明発行規則については、2022 年 5 月 23 日付商業大臣規定 2022 年第 32 号参照。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan

Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/>) で確認できる。
Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、
<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>) で確認できる。

3. ASEAN経済共同体 (AEC)

2015年12月31日に発足。域内の関税撤廃は2018年までに完了した。

4. WTO情報技術協定 (ITA)

本協定により、情報・通信機器の輸入関税を撤廃。

5. ASEAN中国自由貿易協定 (ACFTA)

2005年7月から関税の引き下げが開始され、2010年1月から先進ASEAN6カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ：以下、ASEAN6カ国と称す）と中国は対象品目の9割で関税を撤廃。2017年2月27日付財務大臣規定2017年第26号（No. 26/PMK. 010/2017）に2017年以降の関税率が定められている。全10,813品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令ページ（Direktorat Jenderal Bea dan Cukai DRegulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>）で確認できる。ACFTA適用には輸入品の原産地証明書（フォームF）の提出が必要。

6. ASEAN 韓国自由貿易協定 (AKFTA)

2007年6月から関税の引き下げを開始。2017年2月27日付財務大臣規定2017年第24号（No. 24/PMK. 010/2017）にて2017年以降の関税率が定められている。全10,813品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令ページ（Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>）で確認できる。AKFTA適用品目には輸入品の原産地証明書（フォームAK）の提出が必要。2020年2月1日からは電子原産地証明の交換システムも発効している（2020年1月28日付財務省関税総局長回状2020年第1号（No. SE-01/BC/2020））。

7. 日本インドネシア経済連携協定 (IJEPA)

2008年7月に発効。2017年2月27日付財務大臣規定2017年第30号（No. 30PMK. 010/2017）にて、2017年以降の輸入関税率が定められている。全10,813品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令のページ（Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>）で確認できる。適用には原産地証明書（フォームIJEPA）が必要。

8. ASEAN豪州・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)

2010年1月に発効。2017年2月27日付財務大臣規定2017年第28号 (No. 28/PMK. 010/2017、2017年9月19日付財務大臣規定2017年第129号 (No. 129/PMK. 010/2017) で変更) にて、2017年以降の輸入関税率が規定されている。対象は10,813品目、未精製糖 (HS 1701.13.00と1701.14.00、関税率5%) など一部を除き関税率は0%。詳細は関税総局ウェブサイトの法令のページ (Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>) で確認できる。原産地証明書 (フォーム AANZ) の添付が必要。

9. ASEANインド自由貿易協定 (AIFTA)

2010年1月に発効。2022年3月30日付財務大臣規定2022年第47号 (No. 47/PMK. 010/2022、2022年5月31日付財務大臣規定2022年第92号 (No. 92/PMK. 010/2022) で変更) にて、同協定で適用される輸入関税率が規定されている。対象は11,414品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令のページ (Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>) で確認できる。

10. インドネシア・パキスタン特惠貿易協定

2013年8月施行開始。2017年2月27日付財務大臣規定2017年第29号 (No. 29/PMK. 010/2017、2019年2月13日付財務大臣規定2019年第14号 (No. 14/PMK. 010/2019) で変更) にて、2017年以降の関税率が規定されている。対象は279品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令のページ (Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>) で確認できる。

11. ASEAN日本包括的経済連携

インドネシアは2018年3月に発効。2018年2月15日付財務大臣規定2018年第18号 (No. 18/PMK. 010/2018) にて2025年までの関税率が規定されている。対象は10,813品目。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。

12. パレスチナからの特定製品のための貿易便宜

2018年9月21日付財務大臣規定2018年第126号 (No. 126/PMK. 010/2018) にて、HSコード0804.10.00のナツメグ、1509.10.10および1509.10.90のバージン・オリーブオイルの輸入関税率をいずれも0%に定めた。

13. インドネシア・チリ包括的経済連携協定

2019年8月10日に発効。2019年7月22日付財務大臣規定2019年第105号

(No. 105/PMK. 010/2019) にて、2019年以降の同協定の輸入関税率が規定されている。全 10,813品目。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。

14. ASEAN中国香港自由貿易協定

2020年7月4日に発効。2022年3月30日付財務大臣規定2022年第49号 (No. 49/PMK. 010/2022、2022年5月31日付財務大臣規定2022年第93号 (No. 93/PMK. 010/2022)) で変更) にて、2020年から30年までの各年と31年以降の同協定の輸入関税率が規定されている。全11,414品目。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。原産地証明書 (フォームAHK) の添付が必要。インドネシア産品の原産地規則と原産地証明発行規則については2020年6月30日付商業大臣規定2020年第62号にある (詳細は商業省のウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, <https://jdih.kemendag.go.id/>) 参照)。

15. インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定 (IA - CEPA)

2020年7月5日に発効。2020年7月3日付財務大臣規定2020年第81号 (No. 81/PMK. 010/2020) にて2020年から35年までの各年と36年以降の関税率が規定されている。対象は10,813品目。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。原産地証明書 (フォーム IA-CEPA) の添付が必要。インドネシア産品の原産地規則と原産地証明発行規則については2020年6月30日付商業大臣規定2020年第63号にある (詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, <https://jdih.kemendag.go.id/>) 参照)。

16. インドネシア・ヨーロッパ自由貿易連合 (EFTA) 諸国包括的経済連携協定 (IECEPA)

2022年3月30日付財務大臣規定2022年第56号 (No. 56/PMK. 010/2022、2022年5月31日付財務大臣規定2022年第91号 (No. 91/PMK. 010/2022)) にて、2021年から33年まで毎年のおよび34年以降の、同協定における輸入関税率を定めた。8桁のHSコードで計10,813品目 (財務省のウェブサイトの法令ページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>)) 。

17. インドネシア・モザンビーク特惠貿易協定

2022年5月31日付財務大臣規定2022年第94号 (No. 94/PMK. 010/2022) にて、同協

定における輸入関税率を定めた。8桁のHSコードで計270品目（財務省のウェブサイトの法令ページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home](https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home)）参照）。

特惠適用には原産地証明書（フォームIM）の提出が必要。インドネシア産品の原産地規則と原産地証明発行規則については、2022年6月2日付商業大臣規定2022年第37号参照。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, https://jdih.kemendag.go.id/](https://jdih.kemendag.go.id/)）で確認できる。

18. 地域的な包括的経済連携協定（RCEP）

2023年1月2日に発効。2022年12月30日付財務大臣規定2022年第221号（No.221/PMK.010/2022）から第226号（No.226/PMK.010/2022）にて、同協定におけるASEAN加盟10カ国と日本、中国、韓国、豪州およびニュージーランドとの輸入関税率を定めた。8桁のHSコードで11,414品目。2023年3月31日まで、2023年4月1日から2043年3月31日までの各年（各年とも4月1日から翌年3月31日まで）、および2043年4月1日以降に分けて決定されている。

うち、日本とのRCEP協定のための輸入関税について定めた2022年12月30日付財務大臣規定2022年第225号（No.225/PMK.010/2022）は、2023年3月28日付財務大臣規定2023年第36号にて、HSコード8703.23.61, 8703.23.65, 8703.23.72, 8703.33.80, 8703.40.58, 8703.40.94, 8703.50.58, 8703.60.58, 8703.60.94, 8703.70.58の輸入関税率が見直されている。また、韓国とのRCEP協定のための輸入関税について定めた2022年12月30日付財務大臣規定2022年第223号（No.223/PMK.010/2022）は、2023年3月28日付財務大臣規定2023年第37号にて、HSコード4011.90.10と4011.90.20の輸入関税率が見直されている。

（財務省のウェブサイトの法令ページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home](https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home)））

特惠適用には原産地証明書の提出が必要。インドネシア産品の原産地規則と原産地証明発行規則については、2023年12月16日付商業大臣規定2022年第56号参照。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, https://jdih.kemendag.go.id/](https://jdih.kemendag.go.id/)）で確認できる。

19. インドネシア・韓国包括的経済連携協定（IKCEPA）

2023年1月1日に発効。2022年12月30日付財務大臣規定2022年第227号（No.227/PMK.010/2022）にて、同協定における輸入関税率を定めた。8桁のHSコードで11,414品目。2023年から2041年までの各年と2042年以降に分けて決定されている。

また、2022年12月30日付財務大臣規定2022年第228号（No.228/PMK.010/2022）に

より、同協定における特定用途別免税制度（USDFS）を通じた韓国産原材料の輸入にかかる輸入関税は0%に定められている。対象産業はエンジン産業とスチール・サービス・センターおよびこれらの裾野産業で、対象となる原材料はHS 72番台の鉄鋼類で8桁のHSコードで計112品目ある。

（以上、詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）参照）

特惠適用には原産地証明書の提出が必要。インドネシア産品の原産地規則と原産地証明発行規則については、2022年12月16日付商業大臣規定2022年第57号参照。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, <https://jdih.kemendag.go.id/>）で確認できる。

20. インドネシア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定

2023年7月12日発効。2023年8月31日付財務大臣規定2023年第87号にて、同協定の枠組みにおける輸入関税率を定めた。対象は、8桁のHSコードで3,410品目。2023年から2032年までの各年と、2033年以降の輸入関税率が定められている。（財務省のウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>））

また、2023年8月29日付商業大臣規定2023年第29号により、同協定に基づく、特定品目の輸入のための関税率割当の利用について定められている。対象は8桁のHSコードで33品目。うち、特定プラスチック原材料の輸入のための関税率割当の利用については、2023年8月30日付工業大臣規定2023年第22号に定めがある。

特惠適用には原産地証明書の提出が必要。インドネシア産品の原産地規則と原産地証明発行規則については、2023年8月29日付商業大臣規定2023年第28号を参照。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan, <https://jdih.kemendag.go.id/>）で確認できる。

以上